

第3次岡谷市総合計画の

基本構想改訂へ

～後期基本計画案とともに審議会に諮問～

第3次総合計画とは…

変動する社会経済環境と地域課題に的確に対応するためのまちづくりの指針となるものです。岡谷市の将来目標と、それを達成するための市政の基本的方向を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針として、岡谷市の将来都市像「人と自然が共生する健康文化産業都市」とこれを実現するための基本的な考え方を明らかにするものです。

この第3次総合計画は、平成11年度にスタートし、平成20年度を目標年度とする10か年計画の「基本構想」と、前期5年、後期5年の「基本計画」および「実施計画」で構成されています。

基本構想は、めざすべき将来都市像を示すとともに、その実現のための施策の大綱を明らかにするものです。平成11年度にスタートし、平成20年度を目標年次とする10か年計画となっています。

基本計画は、基本構想を受けて、その実現を図るために必要な基本的施策を体系的に示すものです。計画期間は、前期および後期各5か年となっており、前期は本年度が最終年度となり、来年度、平成16年度から20年度までが後期となります。

実施計画は、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するための具体的な事業計画で、計画期間は3か年とし、ローリング方式により必要に応じて見直しを行っています。

市民のみなさんに、こうした市政運営の指針を示すことにより、みなさんのご理解ご協力を得て、まちづくりへの積極的な参加と行動を促進し、市民総参加による市政の推進を図るものです。

基本構想改訂の考え方

国が示している市町村の基本構想策定要領は、「第1基本構想の性格」から始まり、全部で7項目にわたっており、第4では基本構想の期間はおおむね10年程度が適当であること、また第6として市町村長の責任において原案を策定し議会に提案すべきであること、などが示されています。その7番目に、基本構想の改訂について記述されています。

市では、この要領を踏まえ、基本構想を検証検討し、外部条件の変化により基本構想と現実との遊離が著しく大きくなった箇所として、『大型店の撤退』、『県の下諏訪ダム建設計画の中止』の2点に、関連する箇所を改訂することとし、基本構想審議会で審議することに

なりました。具体的には、第1章の「岡谷市の将来像と基本目標」のうち、「1、将来都市像」の〈将来都市像〉記述中、

現行 都市型百貨店などの大規模店舗の進出により商業集積が進むなど、産業都市として一層の発展、飛躍が期待されています。

改訂案 市街地再開発事業に取り組むなど、商業の振興等にも力を入れ、産業都市として一層の発展をめざしてきています。

第2章の「施策の大綱」のうち、「1、中核的機能を担う拠点都市をめざして」の〈都市形成の計画的誘導〉市街地整備の推進・都市地区の整備の記述中、

現行 商業業務拠点となっている中央町地区、交通の結節点である岡谷駅周辺地区、行政や文化拠点である市役所周辺地区の3つの極を中心に…

改訂案 生涯学習と商業・業務の拠点である中央町地区、交通の結節点である岡谷駅周辺地区、行政や文化の拠点であり、商業の集積地でもある市役所周辺地区の3つの極を中心に…



基本構想改訂案などの諮問書を受ける
基本構想審議会の宮坂会長

また、「2、快適で安全な定住都市をめざして」の「生活環境基盤の整備」上水道の整備の記述中、

現 行 下諏訪ダムの建設促進等により広域的な水源確保を図る

改訂案 安全で確実な水源確保に向けた事業に取り組む

の3箇所の改訂を予定しています。急速に進む少子化、また法律の改正等による福祉の考え方の変化、あるいは市内の企業を取り巻く経済環境の変化などの新たな課題等への対応については、後期基本計画の基本的施策として盛り込み、的確に対応していきたいと考えています。

後期基本計画（案）

6つの重要施策

前期5か年の実績を踏まえ、「後期基本計画」は次の6項目を施策の柱として展開を図ります。

- ◆ 芝浦工業大学新学部の誘致
- ◆ 公共施設の耐震診断結果に基づく小中学校の計画的な耐震改修など、災害に強いまちづくり
- ◆ 現在、策定中の「地域福祉計画」や「健康増進計画」に基づく、健康で生きがいを持つて暮らせる福祉都市をめざした各種施策の推進
- ◆ スーパーデバイスを基に、さらに一歩進んだスマートデバイスの世界的な供給基地をめざす工業の振興
- ◆ 太陽光発電や雨水貯留施設の設置補助の継続、環境基本計画の見直しなどの環境負荷軽減の取り組みの推進
- ◆ イルプラザ・カルチャーセンターや生涯学習機能を備えた諏訪湖ハイツを拠点とした生涯学習の推進

基本構想改訂および後期基本計画（案）について みなさんのご意見等をお寄せください

第3次岡谷市総合計画基本構想改訂および後期基本計画（案）を取りまとめ、8月11日に岡谷市基本構想審議会へ諮問しました。

改訂部分や計画案を公表し、広く市民のみなさんからご意見、ご要望をお寄せいただき、よりよい計画を策定していきたいと考えています。案をご覧になり、市民のみなさんの率直なご意見、ご要望をお寄せください。

基本構想審議会 9月のスケジュール

- ◇9月 5日（金） 午後1時30分～
- 16日（火） 午前9時30分～
- 29日（月） 午後1時30分～

市役所会議室で開催します。
[傍聴できます] …定員5名

※ご希望の方は、前日までに企画課へご連絡ください。

- 受付期限** 9月12日（金）まで
- 公表場所** 市役所1階情報公開コーナー
長地支所・川岸支所・湊支所
駅前出張所・市ホームページ
- 提言方法** 所定の用紙に住所、氏名、電話番号、意見等を記入の上、企画課へ直接または、郵送、FAX、E-mailでお寄せください。
〒394-8510 岡谷市幸町8番1号
岡谷市役所企画課宛
☎24-0689
メールアドレスkk@city.okaya.nagano.jp
- 問合せ** 企画課 ☎23-4811（内線1523）まで

を託す この一票

岡谷市長選挙の投票日です!

任期満了に伴う『岡谷市長選挙』が9月14日に告示され、9月21日に投票が行われます。

4月の統一地方選挙に続く今回の選挙は、私たちの声を市政に反映させる、岡谷市の首長を選ぶ大事な選挙です。

「みんなで投票 みんなで参加する明るい選挙」を進め、責任を持って立派な代表者を選ぶため、棄権することなく投票しましょう。



みんなで投票 みんなで参加

明るい選挙を進めよう

投票および開票

- 投票日：9月21日（日）
午前7時～午後8時
- 開票日：9月21日（日）
午後9時～市役所9階大会議室

有権者

今度の市長選挙で選挙権のある人（投票できる人）は次のとおりです。

○昭和58年9月22日以前に生まれた人で、平成15年6月13日以前に住民登録がされており、9月21日現在、岡谷市に住民票のある人

入場券

投票所入場券は、9月12日ころまでに郵送します。投票日当日、投票所へご持参ください。万一、入場券を失くしても投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

なお、選挙権があるのに入場券が届かないときは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

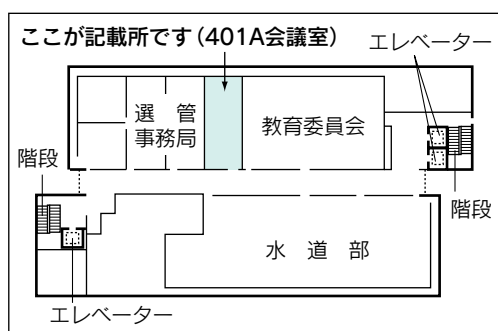
不在者投票

不在者投票制度は、選挙権のある人が投票日当日、正当な事由により投票所で投票できない場合に、投票日前の一定期間に限り投票できる制度です。

不在者投票のできる事由

- 不在者投票ができるのは、投票日当日に：
- ①区域を問わず、職務・業務、または冠婚葬祭の主宰に従事する場合
 - ②①以外の用務、または事故のため、投票区の区域外に旅行、または滞在をする場合

不在者投票記載所（市役所4階）



ふるさとの 思い

9月21日(日) 午前7時～午後8時は

岡谷市投票区投票所

投票区	投票所
今井	今井区公会所
間下	間下区民センター
岡谷	岡谷区公会所
下浜	下浜区民センター
小尾口	小尾口区公民館
上浜	上浜公民館
新屋敷	新屋敷会館
小口	小口区民センター
小井川	小井川平成会館
西堀	西堀区公会所
小坂	小坂公民館
花岡南	湊支所
花岡北	花岡区民センター
三沢	三沢区コミュニティ施設
川岸中央	川岸支所
夏明	夏明公会所
駒沢	駒沢区公民館
橋原	橋原区公会所
中屋	中屋区公民館
中村	中村区民センター
横川	横川公会堂
東堀	東堀柴宮館

投票の方法

投票は、記号式で行います。投票用紙に候補者の氏名が印刷して

場 所：市選挙管理委員会事務局
 (市役所4階・右下図をご覧ください)
 方 法：入場券を持参のうえ、不在者投票記載所にある宣誓書・請求書に記入し、係員の指示に従って投票してください。(印鑑は不要です)
 時 間：午前8時30分～午後8時
 期 間：9月14日(日)～20日(土)まで

③ 疾病、負傷、妊娠などで歩行が困難であるなどのため、投票所へ行くことができないと見込まれる場合：です。
 ○ 不在者投票の手続き
 期 間：9月14日(日)～20日(土)まで

選挙公報

選挙公報は、候補者の人物や政見などをみなさんによく知っていただくため、選挙管理委員会が発行する公報です。候補者から申請のあった原稿を、そのまま

ありますから、投票しようとする候補者の氏名の上の欄に、○印のついたゴム印を押してください。ゴム印やスタンプ台は、投票所の記載台に用意してあります。ボールペンや鉛筆などで○印を書いたり、○印のほかに色々書いたりしますと、その投票は無効になりますから注意してください。
 ※なお、不在者投票は、記号式ではなく、候補者氏名を記入する従前の方式です。

市長選挙投票用紙見本

「○をつける欄」に正しく○の記号のゴム印を押してください。ゴム印は投票所に用意してあります。

				○をつける欄	注意
				候補者氏名	一 投票しようとする候補者一人について、その氏名の上の○をつける欄に、○印をおすこと。 二 ○印のほかに何も書かないこと。
丙野三子	乙野二郎	甲野一男			

印刷してあります。有権者一人ひとりが候補者の人物、政見などをよく知り、自分に代わって政治を行うにふさわしい人を選びましょう。なお、選挙公報は、市役所、各支所にも用意されておりますので、ご利用ください。

※ご不明な点など詳しくは…

選挙管理委員会事務局

☎23-4811

内線1481

または、岡谷市のホームページ内の『選挙』をご覧ください。